

平成 26 年度優良派遣事業者推奨事業

優良派遣事業者認定制度 審査認定機関募集要項

以下の厚生労働省の委託事業の実施にあたり、優良派遣事業者認定制度に係る審査および認定等を実施する機関(以下、「審査認定機関」という)を募集する。

1. 厚生労働省委託事業の概要

(1) 事業名

平成 26 年度 優良派遣事業者推奨事業

(2) 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(3) 受託団体

一般社団法人 人材サービス産業協議会

(4) 事業の趣旨

労働者派遣事業に対して、事業の適正化・高度化、雇用管理の改善を支援していくことにより、業界が自立的に、これらの事業の提供する労働力の向上を図るとともに、労働者のキャリア形成支援等、待遇の改善を図るよう促す。

2. 募集する機関について

(1) 根拠となる制度

優良派遣事業者認定制度(以下「認定制度」という)

(2) 上記制度の主たる運営機関

優良派遣事業者認証委員会(以下「委員会」という。)

委員会は、認定を受けようとする事業者からの申請を審査する機関の指定、指導・管理及びその審査過程・結果に対する認証を行う。なお、委員会が設置(平成 26 年 10 月 1 日予定)されるまでの間は委員会設置準備のために、「優良派遣事業者認証準備委員会」が委員会機能を代行する。

(3) 委員会が指定する機関の正式名称

平成 26 年度優良派遣事業者推奨事業 優良派遣事業者認定制度審査認定機関

(4) 審査認定機関の業務

審査認定機関は、別に定める優良派遣事業者認定制度運営要領に基づき業務を実施する。なお、運営要領は適宜改訂される場合がある。

### 3. 審査認定機関応募資格

- (1) 「法人格」を有する団体であること。
- (2) 労働者派遣事業及び職業紹介事業のいずれについても自ら営む者でなく、かつ、労働者派遣業界の改善のため、公平な立場で事業運営を行える者であること
- (3) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- i. 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(応募時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと)。
  - ii. 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
  - iii. 高年齢者等の雇用の安定に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
  - iv. 応募時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、審査・認定業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
  - v. 直近の事業年度において、債務超過の状況にないこと。また、団体の経理(決算、財務諸表等)が公表されているなど申請者等から容易に確認できること。
  - vi. (4)に定める体制整備の予定について明らかにすること。
  - vii. (5)に定める要件を満たす審査員の確保予定について明らかにすること。
- (4) 審査認定機関として指定後に必要な体制等の整備
- i. 審査認定機関として指定された場合には、すみやかに以下のすべての事項を満たす体制等を整備しなければならず、応募時にこれらの体制等の整備予定(運営の独立性がわかる人員体制や組織図、拠点所在地等)について明らかにすること。
  - ii. 審査認定機関として、次の事項を盛り込んだ規範を策定し、遵守すること。
    - ①審査・認定体制(審査・認定業務の独立性の保持のための措置、審査・認定業務の適正性・公平性確保のための措置)
    - ②運営管理の責任(事務局体制の明確化、責任者の配置、正確性・法令遵守・情報管理・機密保持・個人情報保護・苦情処理のための体制整備)
    - ③審査・認定業務の原則的な内部完結(審査員を除く再委託の禁止)
    - ④審査品質の責任(審査員の水準確保(研修・指導体制等)、認定結果に対する照会への対応)
    - ⑤手数料の管理(手数料の納付、返還等の取扱、審査認定機関でなくなったときの措置(返還、他機関への引継ぎ)、申請者への説明・周知)
  - iii. 国内に拠点を 1 カ所以上設置して、優良派遣事業者認定制度の申請に係る問い合わせ、相談等を受け付けるとともに、全国の申請者からの申請を受け付け、審査・認定する体制を整備すること。
  - iv. 審査・認定業務について、他と独立した運営体制を構築すること。また、独立性を担保する仕組みを措置し、申請者等に明らかにすること。
  - v. 手数料について、他と区分して経理し、審査・認定に係る経費以外に使用しないこと。
  - vi. 審査・認定業務を統括する専任の管理監督責任者を配置すること。原則として、管理監督責任者の兼業は禁止されること。(ただし、審査・認定業務の適正性、公正性に影響を及ぼさないと判断される場合

においては、独立性を担保する仕組みとともに、申請者等に明らかにすることにより可能とする。)

#### (5) 審査員の要件

審査認定機関は、次のすべての要件を満たす審査員3名以上を確保しなければならず、応募時に確保予定の審査員について明らかにするとともに、審査認定機関として指定された後に確保した審査員に対して認証委員会が実施する研修に参加させなければならない。なお、研修に参加していない審査員に審査を行わせてはならない。

- i. 応募時において、過去3年間に法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、審査・認定業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- ii. 派遣元事業主との利害関係について、審査認定機関に報告し、明らかにすることを了承した者であること。なお、虚偽の報告により、審査認定機関に損害を与えた場合には、損害賠償請求の対象となるものであること。
- iii. 労働者派遣事業に関する基本的な関係法令、労働者派遣事業の業務内容、人事関連の基礎(賃金、処遇、職業能力開発、キャリア形成支援等)の知識を有する者(派遣元事業主の労務管理に携わったことのある弁護士や社会保険労務士、派遣元事業主の人事・労務管理等経験者、派遣元責任者経験者等)であること。

#### 4. 認証委員会による審査ならびに指定

認証委員会は、上記3の要件に該当するかを審査し、要件を満たす場合には、審査認定機関として指定する。認証委員会は、審査に当たり、審査認定機関となろうとする者に対して、必要に応じて、資料等の提出を求めるほか、調査等を行うことができる。調査等に協力しない場合には、指定しないことができる。

##### (1) 指定の有効期間

委員会が審査認定機関としての資格を証した日付から平成27年3月31日まで

##### (2) 指定の取消について

認証委員会は、指定した審査認定機関が制度運営要領に定める指定取り消し事由に該当する場合には、その事実を確認し、審議を経て、審査認定機関の指定を取り消す。審査認定機関の指定を取り消した場合は、これを公表することとする。

#### 5. 応募方法

以下の手順に沿って申請を行うこと。

##### (1) 申請書の請求

応募しようとする機関は、優良派遣事業認証準備委員会事務局に対し、以下要領に従い「優良派遣事業者審査認定機関 応募申請書」を請求する。

・受付期限…平成26年9月1日(月)10時 から 9月5日(金)18時までの発信日時分まで

・請求方法…優良派遣事業者認証準備委員会事務局あてに電子メールにて請求する

<メール送信先> yuryohaken@j-hr.or.jp

<件名> 審査認定機関応募

<本文記載内容> 団体名称、申請担当者氏名・部署、電話番号

##### (2) 応募書類の提出

応募しようとする機関は申請書とともに以下の必要書類を添付し、提出すること。

提出書類(各1部)

- ① 「優良派遣事業者審査認定機関 応募申請書」
- ② 登記事項証明書等、申請者の実在を称する公的文書
- ③ 定款、寄付行為、その他これに準ずる規程類
- ④ 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書
- ⑤ 会社案内・営業案内・団体案内等の印刷物

- ⑥ 「3. 応募資格」(3) i からivまでを証明又は誓約する書類(書式自由)
- ⑦ 「3. 応募資格」(4) i の規範策定の考え方
- ⑧ 「3. 応募資格」(4) ii からvについて整備予定状況等がわかるもの(応募申請書に記載しない場合のみ 書式自由)
- ⑨ 「3. 応募資格」(5)の要件を満たす確保予定の審査員の氏名及び略歴(活動歴)を記載した名簿
- ⑩ 手数料の予定額と設定の根拠

(3) 提出期限

応募書類ならびに添付書類等を以下の提出先に郵送等により送付すること

提出期限

**平成26年9月19日(金)18時必着**

送付先

〒102-0071

東京都千代田区富士見 2-6-3 雄山閣ビル 3階

(一社)人材サービス産業協議会 優良派遣事業者認証準備委員会 事務局

電話:03-5357-1645

6. 問い合わせ先

優良派遣事業者認証準備委員会 事務局

電話:03-5357-1645

メールアドレス:yuryohaken@j-hr.or.jp

以上